

児童福祉法第46条に基づく措置

指導監査対象事業所名 (運営法人名)	指導監査 種 類	指導監査 実 施 日	措置種類	改善勧告内容
ちゅうわ清田保育園 (中和興産株式会社)	一般指導監査	令和5年12月20日	改善勧告	(施設運営) 1 札幌市児童福祉法施行条例に基づき、施設等において、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を適切に整備し、施設等に備え置くこと。(札幌市児童福祉法施行条例第138条の38及び第155条)
ちゅうわ発寒保育園 (中和興産株式会社)	一般指導監査	令和6年1月23日	改善勧告	(施設運営) 1 札幌市児童福祉法施行条例に基づき、施設等において、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を適切に整備し、施設等に備え置くこと。(札幌市児童福祉法施行条例第138条の38及び第155条)